組合

分会団交がや

D

The state of the s were

投票箱

関係で、こんなこと約40年にわたる労使っと再開されたが、

はなかっ

숲

いで欲しい

か

箱崎 団交報告 メンタル疾患への対応を追及

組

を提示します。

代表選挙電子投票は匿名で

で選挙コーディネー

電子投票を 匿名性ある ると収拾がつかなくなる べきで希望者を取り入れ

ました。

会社はバ

を拒否しました。 ド8の組合員の出席 業所・分会団交が行われ6月22日、本社箱崎事

6 月 22 日

対応していきたい 会 して産業医の先生たちと 安全衛生委員会を通

過労死水準超の 職場の実態調査を

を希望した者を排除しな 働者の自治に委ねるべき 複数の候補日を提示して 名簿など提出したことは で今後も団交開催をする 従業員代表選挙は労 慣例で前回の代表者 今後は複数候補日 いままでの慣習 今後は タ ない ある。 がまったく反映されて 分五分だが電子投票は8 現場投票での得票率は五 名性がなく問題である。 希望者にやらせるべきで 会 基署も首をひねっていた。 ており、 対2となり労働者の意思 なったのはおかしい。 予算の問題もあるが、 また電子投票に匿 急にやらせなく 労

組 組 衛生責任者だが、 ではない。 運用でカバ る電子投票にすべきた。 事業所長は統括安全 した。

ており、

社員の代表者と

して指示された者がなる

をコーディネー

ター

غ ما

をどのように考えてい ル疾患社員に対する対応 メンタ る も 者 相 h

組 特 に S T : (旧ディ

までずっと希望者もやっ組 IGASでは、これ

開催日について、

ように要求する。

また、

協力するので匿名性のあ もたせるのは難しいこと 電子投票に匿名性を 次回は組合も

代の請求もさせない。 急に実態を把握してほ-要されている。過労死水 時まで会社に残る事が強 での業務終了後、 での業務終了後、9、10に対して沖縄での6時ま ルハブ) では 組合昌 残業 早 組 슷 めるのは当然である。 所属長に伝える。

は知らされていない。

されているので開示を求 患に対する法制化が検討 厚労省でメンタル疾 事業所には疾病者数 タを開示して欲しい メンタル疾患者数の

> 実現 託児所開 ^ 設

の改善、託リアフリー 現に向けて動き出します。 ていたエレベ 組合が以前より要求 託児所開設が実 伐 喫煙場所 **夕** 0

な

事業所名 職 場 名 氏 名 電話番号 ITD デリバリーマネジメントサポート 兼 松牧夫 1801-7461 亘 1712-3435 IGAS. センターサービス 杉野 SO事業推進・SOオペレーションズ 憲 作 1812-2938 価格計画. 価格管理 石原 1712-9867 社 橋本 雄二 経理 プロセス管理 1819-3039 田中 純 1243-2439 SWLAB. 第一Lotus·T·Supp 浩 板倉 GBS中部デリバリー 第2サービス 1416-3264 古 久紀 浜 北 製造SO. フルフィルメント・センター経理 野上 1892-2057 1808-6423 SARM.アクセス管理 譲二 1505-3200 吉田 │MS第2SS関西サービス部 阪 茂秋 1505-5420 GFS.西日本LCM&SPデリバリー 京都御池 古川 肇 1616-8523 システム開発・生産技術開発 初枝 1712-3097 東日本総務SVC. 箱崎地区総務サービス 山本 組合事務所電話 03-3583-9037 火、水、金10時~16時

FAX03 - 5562 - 0853

jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp. HP http://www.jmiu-ibm.org/

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

弁護士 水口 洋介

東京法律

事務所

03-3355-0611(代) http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/

東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F 労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。(お手数ですが 電話により予約をお願いします

自由闊達な企業文化の醸成 のために」

W

3記事に疑問

勤務時間ありのままに申告できない 現実は長時 間残業が常態化 のが実態

第2164号

掲載されました。 進と勤務時間管理につい クフレキシビリティー 化の醸成のために・ワー 覚えた社員は少なくない て」という文書がW3に より「自由闊達な企業文 これを読んで違和感を 6月21日付で橋本社長 特に「2・e 推 ているにも関わらず、 をW3に掲載するくらい (つまり常識)です。 ていないのは公然の秘密 に申告することを許され に勤務時間をありのまま いまさら、こんな記事 attendance

な

による、 ジなのでしょうか。 向けて送られたメッセー 務時間の自己申告」 でしょう。 atten これはいったい誰に 正確・適時な勤 d a n の部 C е たびたび指摘

どです。 場合によっては所属長い時間の残業を強いられ、 城」と揶揄されているほ います。 (箱崎) 長時間残業が常態化して 日本IBMの職場では、 事業所は「不夜 多くの社員が長 そのため、 本社 а

なら、ラインに対する指 導と違反者の処罰を厳重 に行うべきです。 労基署からも

か

L١

員証をゲー 握することは不可能です。 員の勤務実態を正確に把 私達社員は入館時に必ず 自己申告に過ぎず、 ですから、 社員証をゲー nceはあくまでも e 退館時にも社 トに通す仕組 a t t e n トに通すの 従業

е 3 回 2008年11月、20.署から2002年12月 実 離れていることは容易に 務実態とがまったくかけ 可能になります。 е の時間を把握することは わかることなのです。 e上の申告勤務時間と勤 年3月、 このデータを調べれば 会社は労働基準監督 attendanc

指摘を受けています。 労働時間の情報が、 文書で「自己申告による と一致していない」 「指導票」と呼ぶ と少なくとも 201 との

ない のは誰 く報告させ

を実現するには、皆さんは、白々しくも「これら この社長発の掲載記事 人一人が職場での行動

みを作るだけで、

Ł 追い込んだのは誰なので に書いています。 くなった本人にあるよう は残業しなければならな 理を行つことが重要です」 うえで適切な勤務時間管 のある勤務を行い、その に責任を持ち、 い社員を長時間の残業に しく報告させないのは誰 しょう?長時間勤務を正 まるですべての責任 メリ いった Ń

ではないのです

支払わ

れる

は不可能です。

たとしても、

においても、

どんなに優

を強いられているケー

シャ の本 使いやすく便利なものな BMラインにとって最も う卑劣なレトリックはI 能力がないからだ」とい プパフォーマー かけられています。 だ」という暗黙のプレッの本人に能力がないから 気づいてください。 かなのです。 追いこんでいるのは明ら ラインが皆さんを残業に Mでは「残業するのはそ 「生産性が低いのは が常に非常に強く そのことに ・と比較さ トッ I B

のです。 すべての社員が

なのでしょう? 社員の皆さん 多くの

を

生産性をあげることが現 トップ1%の社員と同じ

> 決めているはずであり、 などの割増賃金を含めて かじめ一定の時間外労働 がこれは誤りです。 の外に置いているのです 地位にある者であると位 以下の社員のみを対象に 勤務時間の自己申告」に ていただきたいことがあ れたマネジメントを行っ 人の努力で達成するもの 残業代、請求すれば 年俸制の場合も、 もう一つ皆さんに知っ 監督若しくは管理の バンド8以上の社員 残業実態の問題 会社はバンドフ 「正確・適時な つまり会社 そんなこと これは個 あら さい。 しょう。組合は全面的にもに会社の不正を暴きま 態と異なっているなら、 することができるのです。 皆さんを応援します。 を恐れる方は、 会社に突き付けて正当な 請求すれば残業代は必ず 持って実態を訴えてくだ 合は会社に残業代を請求 が多いはずです。 インの反発や会社の報復 員が多数います。 残業代を支払わせた組合 支払わせることができま 個人で訴えた場合のラ 社員の皆さん 組合では勤務実態を 申告勤務時間が実 してください ぜひ組合 その場 ス 勇気を

ついて、

しています。

ります。



それを超えた部分につい

として割増賃金が支払わ

時間外労働の対価